

「千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン(案)」に対する 意見と県の考え方

千葉県総合企画部国際課

1 パブリックコメント実施期間

令和6年11月11日(月)から12月6日(金)まで

2 意見提出者数 261人

提出意見数 708件

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

No.	御意見の概要	同趣旨の 意見数	県の考え方
1 はじめに			
(1) プラン策定の趣旨			
1	本プランの「外国人」、「外国人県民」の定義が分かりづらい。	1	<p>出入国管理及び難民認定法では「外国人」とは、「日本の国籍を有しない者」と定義されています。</p> <p>しかし、国際結婚などにより日本の国籍を取得している方でも、外国にルーツを持ち、本県で生活する上で、様々な困難を抱えている方も存在しています。</p> <p>そこで、本プランにおいては、「国や地域にかかわらず、日本以外の多様な言語や文化的背景などを有する方」を「外国人」とし、そのうち県内にお住まいの方を「外国人県民」としています。</p>
2	本プランの「外国人」には、二重国籍を持つ日本人や、特別永住者も含まれるのか。	1	
3	「外国人県民」及び「日本人県民」という表記は、社会に広く普及したものではないため、使用を控えるべき。	1	
4	本プランの「外国人」という定義を見直すべき。	9	

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
5	「外国人」という表記には、排他的な印象が含まれるので、「外国籍の住/県民」といった表記を用いるよう、検討するべき。また、外国人に対する排他的意識の解消に努めるべき。	1	出入国管理及び難民認定法では「外国人」とは、「日本の国籍を有しない者」と定義されています。 しかし、国際結婚などにより日本の国籍を取得している方でも、外国にルーツを持ち、本県で生活する上で、様々な困難を抱えている方も存在しています。 そこで、本プランにおいては、「国や地域にかかわらず、日本以外の多様な言語や文化的背景などを有する方」を「外国人」とし、そのうち県内にお住まいの方を「外国人県民」としています。 また、言語や文化等の違いを理解し、自然に受け入れ、お互いに認め合う共生社会を実現するため、外国人の人権に関する交流イベントやシンポジウムを開催し、人権意識の普及に努めてまいります。
6	本プランの「外国人」の定義では、日本に帰化した人が「外国人」に含まれる場合があり、日本に帰化した人への差別につながるおそれがある。	1	
(2) プランの策定方法			
7	「千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会」に年少者への日本語教育の専門家を参加させるべき。	1	御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
8	留学生の就労支援に関して、ビザに関する問題があることを踏まえ、「千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会」にビザに詳しい弁護士を参加させるべき。	1	
9	「千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会」に一般公募による委員を参加させるべき。	1	

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
10	本パブリックコメントについて、実施期間が短く、県民に対する周知が足りていない。 また、意見提出方法が煩雑である。	24	本パブリックコメントの実施期間は、「ちばづくり県民コメント制度(パブリックコメント)に関する指針」を踏まえて決定しています。 また、周知に当たり、県ホームページへの掲載や県の機関における資料の備え付けのほか、県の多文化共生施策等に協力いただいている関係者、関係機関への周知協力依頼や、報道機関への資料提供を行っています。
11	本パブリックコメントについて、日本語が分からない外国人県民には、本件の公表資料を読むことができないため、他の方法を考えるべき。	1	本パブリックコメントの実施に当たっては、外国人県民向けに、概要の「やさしい日本語」版や、英語版、中国語(簡体字)版、中国語(繁体字)版を作成しています。
12	本パブリックコメントにおいて提出された意見について、十分検討するべき。	7	提出いただいた御意見を考慮し、本資料のとおり県の考え方を整理した上で、本プランを策定しました。
(3) プランの期間			
-	-	-	-
(4) プランの位置付け			
-	-	-	-
2 プラン策定の背景			
(1) 本県の現状			
13	外国人に関する必要な統計等が不足している。	1	本プランの施策内容等を説明するために必要となるデータを掲載しています。
(2) 近年の主な社会経済情勢の変化等			
-	-	-	-

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
3 プラン策定の基本的な考え方			
(1) これまでの取組等を踏まえた課題			
-	-	-	-
(2) 県政を進める上での重要な視点			
14	その人らしく活躍する社会とはどういう意味か。	1	「その人らしく活躍する」とは、全ての人がその人の希望や意欲に応じて、自己実現を図ることができることを意味しています。
(3) 基本目標・施策目標			
-	-	-	-
4 施策の体系・展開			
【施策目標Ⅰ】			
(1) 働き手としての活躍			
15	外国人留学生を支援する団体と連携するとさらによい。	1	御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
16	外国人労働者のステップアップにより共生が進むため、特に人数の多い技能実習生や特定技能1号、外国人留学生へのサポートに注力することが重要。	1	育成就労制度※については、市町村の職員向けのセミナーを実施します。 また、外国人留学生の就職については、「外国人材活用支援事業」、「千葉県留学生受入プログラム」、「観光・宿泊業人材確保事業」等を実施します。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。 ※育成就労制度…これまでの技能実習制度を発展的に解消し、外国人が日本で就労しながらキャリアアップでき、長期にわたり日本の産業を支える人材を確保することを目指す制度です。改正法の公布日(令和6年6月21日)から起算して3年以内に施行されます。
17	外国人の就労に関し、総合企画部と商工労働部の連携が必要。	2	施策の推進に当たっては、引き続き、庁内で連携して取り組んでまいります。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
18	<p>商工労働部において、経済団体と協力し、中小企業の実態を調査し、ニーズを把握して、他自治体の先進事例を参考に体制を整えてはどうか。</p> <p>本プラン中の外国人活躍に関する企業等向けアンケート調査では不十分である。</p>	1	<p>働き手としての活躍については、引き続き、外国人留学生等の就職に向けた支援や、外国人採用・定着に関する支援に取り組んでまいります。</p> <p>御提案については、貴重な御意見として参考といたします。</p>
19	<p>経済団体、高等教育機関、千葉労働局が連携して、就労を希望する留学生に関する情報を交換の場を、県の商工労働部が事務局となって、設ける必要がある。</p>	1	
20	<p>就労・生活支援の先進事例を収集し、それに基づき、行政、経済団体と協力して支援団体を設立する必要がある。</p> <p>その結果、住民との協力により県内企業の外国人研修生等の生活を支援することができる。</p>	1	
21	<p>JETRO において、県内企業で働く外国人材の日本語学習支援をしてはどうか。</p>	1	
22	<p>中小企業への就労支援や通訳支援のために、行政職として、日本語と外国語を話せる人材(日本人・外国人)の雇用が必要。</p>	2	
23	<p>就職後の OJT(On the Job Training)時の日本語学習支援を日本語学校が担当する制度を設立する必要がある。</p> <p>また、日本語学校は、仕事に必要な日本語を調査研究する必要がある。</p>	1	

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
24	介護分野における外国人の雇用促進に当たっては、言語や文化の壁、教育と研修など、様々な課題があるので、介護事業者と行政が連携し、共に外国人活躍を進めたい。	1	御意見にあった課題については、引き続き、関係者と連携の上、外国人の活躍や人材確保について、取り組んでまいります。
25	外国人の就労者数に目標を付けるような施策はやめるべき。	1	指標として記載している目標は、それぞれの施策の進捗を把握するために必要なものであると考えています。
26	外国人労働者の受け入れに必要となる費用は、行政ではなく、受入企業の責任で負担すべき。	1	外国人の働き手としての活躍が県全体の活力の向上に資するものと考え、必要な施策については、県として実施するものです。
27	インキュベーション施設について、入居に当たって研究開発のために使用することを条件とし、対象経費を先進的なアイデア等の実現に係る経費としているケースが多いが、外国人県民が活用しやすくなるよう、要件を緩和してはどうか。 同様に、ちば創業応援成金事業についても、要件を緩和してはどうか。	1	県が設置するインキュベーション施設は、東葛テクノプラザ(柏市)とかずさインキュベーションセンター(木更津市)の2施設がありますが、その施設の目的は各条例において定められており、両施設共に企業等の研究開発等を支援することで本県の産業の振興を図ることとしています。 県では、当該設置目的に基づく使用である限り、その技術やアイデアの内容、国籍等により施設の使用を制限するものではないと考えています。 ちば創業応援成金事業に関する御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
28	ちば創業応援成金事業は廃止すべき。	3	本助成金は、千葉県内で創業予定、もしくは創業間もない事業者を対象とするものであり、外国人も含まれます。 また、競争的資金であり、申請後、審査を経て、採択された事業者のみが助成を受けられるものであり、どのような事業でも助成を受けられるわけではありません。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
29	外国人の就労状況について、県が監査、監督を行うこと。 また、違法就労、違法な商業形態については、条例で罰則を設けること。	1	外国人の就労については、労働基準法等の労働法規や、出入国管理及び難民認定法等において、雇用者、労働者双方の義務が規定されており、これらの法令等に基づき、国において監督指導等が行われています。また、外国人の違法就労については、労働基準法等の労働法規や、出入国管理及び難民認定法等において、罰則が設けられています。 県としても、企業向けセミナーの開催を通じて、外国人材の受入れに必要な対応等について理解が促進されるよう、周知啓発に取り組んでいます。 引き続き、国や関係機関と連携しながら、外国人の適正な雇用が確保されるよう、努めてまいります。 また、各事業者に対しては、法令等に基づき、適切な対応を行っているところです。
30	県立高校の教員として、日本語、英語、現地語ができる留学生を日本人と同等給与で雇用する必要がある。	1	県教育委員会では、教育職員免許状を有しないものの、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人を特別非常勤講師として任用しています。 外国語の指導についても、日本以外の国籍を有する方を対象に必要なに応じて任用しています。
31	県立工業高校において、他自治体の先進事例を参考として、外国にルーツを持つ生徒を就職に結びつけるシステムを作ってはどうか。	1	働き手としての活躍については、引き続き、外国人留学生等の就職に向けた支援や、外国人採用・定着に関する支援に取り組んでまいります。
32	高校卒業後の就職について、民間企業との連携体制があるとよい。	1	御提案については、貴重な御意見として参考といたします。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
33	例えば保育士など、在留許可の対象とならない職業についても在留資格が得られるよう、国家戦略特区の制度を活用してはどうか。	1	働き手としての活躍については、引き続き、外国人留学生等の就職に向けた支援や、外国人採用・定着に関する支援に取り組んでまいります。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
34	外国人児童に対応できる専門職の確保のため、国家戦略特区により、在留資格「特定活動(46号)」の要件である日本語能力検定N1の合格を、千葉県の学校で働く専門職に限り、5年を限度にN2の合格に緩和した上で、5年以内にN1の合格を促すこととしてはどうか。 また、児童発達支援事業においても、同様の扱いとしてはどうか。 なお、同様の扱いとすることで、タクシードライバーの人材不足解消にも繋がると考える。	1	
35	外国人雇用の促進のため、姉妹州であるウィスコンシン州をはじめ、他の姉妹州・友好都市とも人材交流を行い、県職員の国際化(英語力向上、異文化の中での生活経験)が必要。	1	
36	行政職員をウィスコンシン州に派遣し、半年程度、移民・難民受入れに関する調査研修を行ってはどうか。	1	
37	行政職員を支援団体に派遣し、外国人受入れに関する調査研修を行ってはどうか。	1	

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
38	現在の技能実習制度には様々な問題があり、同制度を継続する限り、経済は向上しない。	1	令和6年6月、技能実習制度を発展的に解消し、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設することなどを柱とした「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立するなど、国において見直しが行われています。
(2) 地域の担い手としての活躍			
39	外国人県民を地域住民に紹介するコーディネーター制度を創設してはどうか。	1	地域の担い手としての活躍については、引き続き、多文化共生意識の醸成や、外国人県民の活躍の場づくりに取り組んでまいります。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
40	「チーバくんグローバルパートナーズ」運営事業について、一般県民から公募により運営に携わる人材を募集し、行政・外国人県民・日本人県民が協働して企画・運営する体制としてはどうか。	1	「チーバくんグローバルパートナーズ」は、県内在住等の外国人から広く募集を行っています。 企画・運営体制に関する御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
41	県職員が率先してボランティア活動に参加するために、ボランティア休暇を設けてはどうか。	1	県では、被災者への支援を行う場合等に取得できるボランティア休暇を設けています。 しかし、国際交流等についてはボランティア休暇の対象としていないため、御提案については、貴重な御意見として参考といたします。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
42	<p>ボランティア活動の位置付けは、県・市町村の事業に関する条例、協定等において明確にする必要がある。</p> <p>また、継続的かつ安定的なボランティア活動を推進するため、予算措置を講じる必要がある。</p>	1	<p>ボランティア活動は、地域日本語教育や災害時の支援等、多文化共生に係る様々な分野で重要な役割を果たすものであり、その継続性・安定性の確保については、県としても課題として認識しているところです。</p> <p>県では、国に対し、必要な日本語を身に付けるための学習機会を提供する公的な仕組みの充実についての要望等を行っています。</p> <p>引き続き、ボランティア活動の継続性・安定性の確保に努めてまいります。</p>
43	<p>多様性尊重と言うと、外国人以外にも枠が広がりすぎ、本来の趣旨から外れるため、多様性尊重に関する普及啓発事業を廃止すべき。</p>	4	<p>本プランでは、外国人を対象とする事業について、幅広く記載しています。</p>
44	<p>「ヘイトスピーチの問題」との表記が意味するところが自明ではないため、「ヘイトスピーチの問題などを踏まえ」という記載を削除してはどうか。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が今もなお解消されていないことから」と修正しました。</p>
45	<p>偏見や差別意識よりも、それらに基づいてなされる行為を無くすことが重要であるため、「偏見や差別」という表現を「法に反する不当な扱い」としてはどうか。</p>	1	<p>偏見や差別のない共生社会の実現が求められていることから、「偏見や差別をなくしていく必要があります。」との記載が適当だと考えます。</p>

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
46	本プラン 32 ページの【背景と取組の状況】中の「活力ある地域社会を維持していく上で、多文化共生は重要な理念である」との記載は自明ではないため、より丁寧な説明を記載すべき。	1	本プラン1ページにおいて「社会・経済のグローバル化が進む中、言語・文化・習慣等の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として共に生きていく「多文化共生」社会づくりの必要性が高まって」いることや、21ページにおいて「人口減少による地域社会の活力低下が懸念される中、外国人県民を支援対象としてだけではなく、地域社会の担い手として認識し、外国人県民を含めた全ての県民が共に助け合い、その能力を最大限に発揮して活躍していくという視点が重要」であることを記載し、多文化共生の重要性について説明しています。
47	本プラン 32 ページの【取組上の課題と今後の方向性】中の「多様性を尊重することの意義を県政の各分野にしっかりと浸透させるとともに、県民や事業者等と広く共有していく必要があります」との記載について、「多様性」とは、例えば「多様性を重視しない」という意見も包摂した状態を指すものであるため、記載を削除してはどうか。	1	多様性を尊重することは、自分の価値観や意思を捨てて相手と同じになるものでも、相手を絶対に受け入れるべきと強制されるものでもなく、相手を尊重しながら、異なる価値観や意思を理解し、連携・協力することであると考えています。 多様性の尊重は、県政を進める上での重要な視点であり、県としての考えを分かりやすく示すため、記載しています。
【施策目標Ⅱ】			
(1) コミュニケーション支援			
48	「やさしい日本語」の普及とは、具体的にどのようなものか。 なお、単にフリガナを付けただけの日本語では、「やさしい日本語」とはいえない。	1	県・市町村の職員や日本語ボランティア等を対象に「やさしい日本語」についての研修を行っています。また、外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」について、フリガナを付けるだけでなく、文章自体を分かりやすくした「やさしい日本語」版を作成しています。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
49	日本語指導について、学習者の目的はそれぞれ異なるため、教科学習や専門用語など幅広い対象を扱うことを理解するべき。個々の学習者に合わせたコースデザインができることが望ましい。	1	地域日本語教室に対して技術面での助言を行うコーディネーターを配置している他、日本語ボランティア育成研修を行うなど、地域における日本語教育の充実に努めています。
50	県・市町村の国際交流協会において、日本語学習支援者のリストを作成し、必要に応じて紹介を行ってはどうか。	1	千葉県国際交流センターにおいて、日本語ボランティアの登録制度を運営し、必要に応じて教室等からの支援者募集情報を共有しています。
51	外国人県民に日本語を学ばせるだけでなく、日本人県民向けの外国語教室の開催等を通じ、日本人県民が外国語を学ぶことで、双方向のコミュニケーションを推進するべき。これは、「心の壁」を解消することにもつながる。	1	御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
52	多文化共生における「3つの壁」のうち、「制度の壁」は行政が責任をもって解消するべき。庁内に、知事あるいは副知事直属のプロジェクトチームを設置し、いわゆる「国籍条項」等について、現場の判断で運用できる体制としてはどうか。	1	「制度の壁」の解消に向けては、引き続き、コミュニケーション支援として、地域日本語教育の充実や、「やさしい日本語」の普及、行政相談窓口の多言語対応、多言語や「やさしい日本語」による情報提供に取り組んでまいります。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
53	地域日本語教室において初級の日本語教師を養成できるよう、国際交流センターにおいて40時間程度の養成講座を考案してはどうか。	1	引き続き、コミュニケーション支援として、地域日本語教育の充実に取り組んでまいります。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
54	外国語大学において、日本語教育主専攻の学生の研修の場として、地域日本語教室を紹介してはどうか。	1	
55	将来的に日本語学習支援者を増やすため、高校生を対象として、夏休み中に、日本語教師養成講座を提供し、高校の卒業単位に認定してはどうか。	1	
56	地域の公民館において、地域日本語教室と協力して日本語講座を提供してはどうか。これにより、地域住民のボランティアと外国人県民との交流が図られる。	1	
57	日本語支援を地域住民が担えるよう、県・市町村の教育委員会や地域づくり担当課が主体となって、地域住民同士の交流を促進してはどうか。	1	
58	外国人県民に日本の文化やルールを理解させるための取組が必要。分野ごとに理解度を測る検定制度を設けて、全分野で合格した人に県内施設の割引券を発行するなどしてはどうか。ただし、問題を起こした場合は、合格を取り消すこととする。	1	外国人県民による日本の文化やルールの理解については、引き続き、コミュニケーション支援として、地域日本語教育の充実や、「やさしい日本語」の普及、行政相談窓口の多言語対応、多言語や「やさしい日本語」による情報提供に取り組んでまいります。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
59	「やさしい日本語」の普及が、日本語表現の変容を招くおそれがある。	1	「やさしい日本語」とは、表現や文の構造を簡単にしたり、難しい言葉を言い換えたり、漢字にふりがなを振ったりすることなどによって、相手に配慮した、分かりやすい日本語のことです。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人のほかにも、子どもや高齢者、障害のある人など、多くの人に日本語を使って分かりやすく伝えようとするものです。
60	官公庁の多言語対応について、一自治体だけで実施せず、多くの自治体でまとめて対応可能な企業等に依頼してはどうか。	1	行政窓口の多言語対応については、国の通訳支援制度があり、現場での活用が進むよう、引き続き、周知を図ってまいります。
61	「やさしい日本語」の概要版について、適切な表現になっていない部分がある。	1	やさしい日本語の概要版については、専門家の意見を踏まえ、作成しています。
62	ハローちばのやさしい日本語版について、必要とする方の理解が進むよう更なる工夫が必要。	1	今後の見直しに当たっては、頂いた御意見を参考としてまいります。
63	「やさしい日本語」の普及について、県民全員が習得するくらいの意気込みで臨んでほしい。	1	やさしい日本語の普及が進むよう、引き続き、取り組んでまいります。
64	「やさしい日本語」による公表資料については、その出典となる日本語資料が確認できる状態としてほしい。	2	出典元となる資料が確認できるように努めてまいります。
65	スマートフォンの翻訳アプリが無料で提供されている昨今、「やさしい日本語」による印刷物を用意する必要はない。	1	パンフレット類の「やさしい日本語」化については、内容に応じて、その必要性を判断しながら進めてまいります。
66	「やさしい日本語」の取組は医療や防災の分野でも効果的である。	1	「やさしい日本語」の普及が進むよう、引き続き、取り組んでまいります。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
67	本プラン 39 ページの【取組上の課題と今後の方向性】の記載について、コミュニケーション支援体制の整備に加え、「本プランが対象とする『外国人』の方々に日本語教育を受ける意義を啓発すること」を取組に加えてはどうか。	1	御意見を踏まえ、「外国人県民に対しては、日本語教育に関する情報提供を行うとともに、日本語を学ぶ重要性等の周知に努めます。」と追記しました。
68	多言語対応の基準や範囲を明確化するべき。無制限に多言語対応を推進することは、外国人が日本語や英語を習得する必要性を奪い、言葉の壁を残し、真の共生を妨げると考える。	1	多言語対応の対応基準や適応範囲については、状況が様々であることから、一律に定めることは想定していませんが、県では、外国人県民が地域の一員として円滑に暮らしていけるよう、地域日本語教育の取組を充実させてまいります。 併せて、外国人県民の出身国・地域が多様化する中でも、円滑なコミュニケーションができるよう、引き続き、「やさしい日本語」の普及に取り組んでまいります。
(2) 子どもの教育環境の整備			
69	年少者を帯同して来日した保護者にも、学校との連絡等のための日本語教育を提供することが望ましい。各公民館や小学校に生活のための日本語教室を設置してはどうか。	1	本県の特徴として、県内在留外国人に占める在留資格「家族滞在」の割合が 11.0%と全国1位であることが挙げられ、現在も増加傾向にあります。 このような帯同家族のうち、特に配偶者などは、地域社会とのつながりが弱く、日本語を学ぶ機会が得られにくいケースも多いと考えられることから、このような方々への基礎日本語教育の推進に努めます。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
70	県内大学の外国語学部と、学生インターン派遣などの連携体制を構築してはどうか。	1	本プランに基づき、大学を含む関係主体との連携を強化してまいります。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。

No.	御意見の概要	同趣旨の 意見数	県の考え方
71	<p>本プラン49ページ中の「外国人児童生徒等における指導方法及び教材等の作成・見直しにより、指導内容の充実に努めます」との記載に追記し、「外国人児童生徒等における指導方法及び教材等の作成・見直し”やICTの活用”により、指導内容の充実に努めます」としてはどうか。</p>	1	
72	<p>本プラン49ページ中の「教員・相談員等の配置拡充や市町村における支援員等の情報共有、研修の取組により、外国人児童生徒等教育の充実に努めます」との記載に追記し、「教員・相談員等の配置拡充や市町村における”好事例の紹介や”支援員等の情報共有、研修の取組により、外国人児童生徒等教育の充実に努めます」としてはどうか。</p>	1	御意見のとおり追記しました。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
73	総合企画部において、教育委員会と協力し、外国にルーツを持つ児童生徒のために、学校教育に詳しい日本語教育の専門家を雇用し、県・市町村の教育委員会の学習指導担当課に配置してはどうか。 この専門家は教員免許を持っていることが望ましいと考える。	1	子どもの教育環境の整備については、引き続き、外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実や、教員・指導員等の養成・確保、就学の促進・キャリア形成支援等に取り組んでまいります。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
74	教育相談員と支援員がチームとなって支援に当たる体制を構築してはどうか。そのために、文部科学省総合教育政策局日本語教育課と協力し、情報交換や専門家派遣などの連携を行ってはどうか。 あるいは、文部科学省のように、庁内に日本語教育調査官を配置してはどうか。	1	
75	県立学校における相談員支援コーディネーターと、小中学校の日本語指導教員が連携して、日本語教育の質を上げることが必要。そのために、年少者への日本語教育の専門家を県の学習指導課に配置してはどうか。	1	
76	学齢期の児童生徒が来日した際に、数ヶ月の初期日本語学習支援を行う体制を整備してはどうか。	1	
77	小中学校において、初期日本語学習が終了した児童生徒が教科学習に取り組む段階で、日本語教育副専攻修了程度の経験を持つ退職教員等のボランティアによる週2～3回の学習支援を行ってはどうか。	1	

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
78	退職教員に日本語教育研修講座（日本語教育副専攻程度）を提供し、修了者を小中学校に増員配置してはどうか。	1	<p>子どもの教育環境の整備については、引き続き、外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実や、教員・指導員等の養成・確保、就学の促進・キャリア形成支援等に取り組んでまいります。</p> <p>御提案については、貴重な御意見として参考といたします。</p>
79	中学校卒業時に日本語能力試験3級程度を習得することによって高校での学習が容易になることから、中学校において、日本語学習と教科学習支援が重要である。高校入学時に N3 レベルの日本語能力が望ましいということを小中学校に周知するべき。なお、学習支援に関しては、特に数学、理科、社会の学習語彙の獲得が重要である。	1	
80	学習支援に関しては、特に数学、理科、社会の学習語彙の獲得が重要である。外国にルーツを持つ高校生は、英語ができて、数学などの知識も十分であるものの、教科学習において、日本語の語彙面での困難を感じているケースが多いため、英語による支援が必要。	1	
81	「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント」等を参考に、日本の小中学校学習シラバスに沿った年少者向け日本語学習シラバスを作成し、学習支援を行いやすくしてはどうか。	1	
82	小中学校が学校支援地域本部と連携し、自治会や街区人住民と密に連絡を取れる体制を構築してはどうか。	1	

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
83	国際交流センターにおいて、講座や研修を実施し、年少者への日本語学習支援ができるボランティア人材を増やしてはどうか。	1	子どもの教育環境の整備については、引き続き、外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実や、教員・指導員等の養成・確保、就学の促進・キャリア形成支援等に取り組んでまいります。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
84	外国人の子供の教育支援を行うことの法的な根拠の有無を示すべき。	1	こども基本法において、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することとされています。
85	外国人の就学促進に法的根拠はないので、やるならボランティアベースで行うべき。	1	こども基本法に基づき策定される「こども大綱」では、在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進することとされています。 また、同法第 5 条において、地方公共団体の責務として、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施することとされています。
(3) 防災・防犯・交通安全対策の推進			
86	県・市町村の地域づくり担当課が地元の自主防災組織と協力し、日頃から外国人住民と密に連絡を取れる体制を構築してはどうか。	1	防災対策の推進については、引き続き、防災情報の多言語化・「やさしい日本語」化と災害時の支援体制づくりに取り組んでまいります。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
87	<p>警察や裁判所、検察庁における通訳の育成・人材確保が必要。</p> <p>警察において多言語対応可能な職員を増やすため、犯罪・事件に関する通訳は、心理的負担が重い点等を踏まえ、待遇の改善も必要である。</p>	1	<p>警察本部では、外国人の人口増加や、外国人が関連する事件の増加などの情勢を踏まえ、令和6年4月より、これまでは支給対象外であった通訳作業に従事する職員に対する各種特殊勤務手当を見直すなど、対応を図っております。</p> <p>また、通訳専門職については、語学教養等を通じて高度な語学力の維持に努めるなど、民間通訳人については、多言語に対応できるよう、広報等を通じて必要な人材の確保に努めています。</p> <p>引き続き、情勢に応じて柔軟に対応してまいります。</p> <p>また、御提案については、貴重なご意見として、関係機関との共有を図ってまいります。</p>
(4) 住宅・医療・保健・福祉の充実			
88	<p>オーストラリアのような、電話による医療通訳サービスを設置してはどうか。</p>	1	<p>引き続き、医療環境の整備に取り組んでまいります。</p> <p>御提案については、貴重な御意見として参考といたします。</p>

No.	御意見の概要	同趣旨の 意見数	県の考え方
89	<p>今後、外国人の受入れが増加し、様々な国の方が千葉県に在住する状況になった場合、医療や保健、福祉に関して受け入れる医療機関が受入れを行いやすくなり、かつ、日本人県民が影響を受けず共生が継続できるような法的整備や手厚い援助が必要。</p> <p>具体的な案は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳ボランティアの雇用、育成や、通訳システム等の導入に係る補助 ・外国人患者の受入れが可能な医療機関の選定及び外国人への周知 ・外国人の積極的な受入れや、入院患者の宗教に合わせた食事提供に対する診療報酬上の加点の導入に係る働きかけ ・日本人との差異に起因する諸問題の調査 ・外国人を受け入れる医療機関を継続的に維持、確保するため、在留外国人に対して専用の公費負担制度を創設するなど、医療費の患者負担の軽減 	1	<p>県では、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を募集し、ホームページ等でリストを公表しており、引き続き、広く周知に努めてまいります。</p> <p>また、外国人患者の受入に関する課題について、医療機関に対して調査を予定しており、結果を踏まえて対応を検討してまいります。</p>
90	<p>本県は、県内在留外国人に占める在留資格「家族滞在」の割合が11.0%と全国1位であるが、幼稚園や保育所が、外国人児童の入園を、日本語が通じないという理由で拒否する例が散見される。</p> <p>こういったケースの支援のため、児童発達支援事業との連携を図ってはどうか。</p>	1	<p>引き続き、子育て支援に取り組んでまいります。</p> <p>御提案については、貴重な御意見として参考といたします。</p>

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
91	医療機関において、日本語で書かれた役所の書類の内容が分からない外国人患者から、出生手続き等に係る支援を求められることが多い。こういったケースに対応するため、使用頻度の高い説明書類を英語で準備したり、スマートフォンの翻訳アプリの使用を周知したりしてはどうか。	1	引き続き、医療環境の整備に取り組んでまいります。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
【施策目標Ⅲ】			
92	本プラン62ページの、県の役割に関する「本プランを拠り所として各部局の連携の下、施策の推進に努めます」との記載に基づき、庁内に、各部局から人員を集めて「多文化共生」担当部署を設置してはどうか。	1	庁内関係課により構成する「千葉県多文化共生推進プラン改訂庁内検討会議」を設置し、外国人活躍や多文化共生に関する取組の推進について協議を行っています。プラン策定後も引き続き、庁内の連携を図ります。
93	主な関係主体に、弁護士や司法書士、行政書士、社会保険労務士等の専門家を加えてはどうか。	1	様々な主体の連携については、幅広く外国人県民に関わる組織等との連携・協働を推進してまいります。 御提案については、貴重な御意見として参考といたします。
94	行政には、日本語教育機関と地域日本語教室などの橋渡しになっていただきたい。	1	外国人活躍や多文化共生の推進のため、様々な主体が連携できるよう、引き続き、取り組んでまいります。
95	県、市町村、国の役割について、「情報の公開に努めること」という内容を追加してはどうか。	1	本プラン62、63ページに記載されている県、市町村、国の役割を通じて施策の推進に関する情報は公開されるものと考えています。 引き続き、必要な情報が相手方に届くよう努めてまいります。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
5 進行管理			
96	本プラン65ページ以降の「5 進行管理」に示される指標のうち、目標値を「増加を目指す」としているものは、目標とはいえない。	1	目標値を「増加を目指す」とした指標については、社会経済情勢の影響を受けることなどを踏まえ、一律に数値を設定するのではなく、方向性を示すこととしています。
97	取組の方向性の検証と必要な見直しについて、「毎年度」など行うタイミングを記載してはどうか。	1	検証や見直し等は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、行ってまいります。
98	進捗管理、検証、見直しについて、市民から意見を公募してはどうか。	1	
99	見直し期間の設定、目標達成度の数値化、公開が必要。	1	
6 資料編			
(1) 外国人活躍に関する企業向けアンケート調査 結果			
100	「外国人活躍に関する企業等向けアンケート調査」の回答割合があまり高くない。企業が関心を持っていないのか。また、県としては訪問調査を考えていないのか。	1	企業等の状況の把握については、引き続き、情報収集に努めます。 なお、本プランの策定に当たっては、関係団体へのヒアリングを実施しています。
(2) プラン策定の経緯			
-	-	-	-
(3) 千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会委員名簿			
-	-	-	-
(4) 外国人活躍・多文化共生施策体系一覧表			
-	-	-	-
(5) 多言語対応の相談窓口・情報提供サイト等の一覧			
-	-	-	-

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
7 プラン全般に対する御意見			
101	本プランの趣旨に賛同する。	6	引き続き、関係主体と連携しながら外国人活躍や多文化共生の推進に取り組んでまいります。
102	本プランの策定及び外国人受入れの促進に反対。	126	人口減少や経済・社会のグローバル化が進む中、本県では、成田空港の第3滑走路の新設を含めた更なる機能強化や、育成就労制度の創設などにより、今後も外国人県民の増加が見込まれています。こうした状況から、言語・文化・習慣等の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として、共に生きていく「多文化共生」社会づくりの必要性が高まっているものと考えています。 そこで、令和6年1月に施行した「多様性尊重条例」の理念を踏まえ、国籍及び文化的背景などの様々な違いにかかわらず、誰もが活躍し、安心して暮らすことにより、将来にわたり社会の活力を生み出せる県づくりを目指すため、本プランを策定するものです。 今後、本プランに基づいて多文化共生の理念や方向性を県民の皆様や市町村、国際交流団体等と共有し、連携しながら施策を推進してまいります。 なお、取組の方向性や施策については、外国人活躍・多文化共生に関する社会情勢の変化等を踏まえ、適宜検証し、必要な見直しを行ってまいります。
103	在留外国人の増加が、県内の治安の悪化、生活環境の悪化等につながるおそれがある。	121	
104	本プランを策定する意義が感じられない。	3	
105	本プランは、外国人を優遇し、日本人県民に負担を強いる内容となっている。	62	
106	日本人県民が納める税金を外国人県民に対する取組に使うことに反対。日本人県民を対象とした取組を優先すべき。	81	
107	外国人児童生徒の増加により、教育環境の悪化につながるおそれがある。	12	
108	外国人活躍の推進が、日本人県民の賃金上昇を阻害するおそれがある。	13	

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
109	本プランの推進により、日本の伝統的な文化やルールが変容するおそれがある。外国人が、日本の文化やルールに順応することが重要である。	55	外国人が日本で生活する際には、日本の文化等を理解し、法令等を遵守することが必要です。
110	本プランは、日本人県民のための、外国人に関係するトラブルについての相談窓口の記載がないなど、日本人に対する配慮が感じられない内容となっている。	14	本プランに基づき、日本人県民と外国人県民がともに安心して暮らすことのできる県づくりを進めてまいります。
111	外国人による犯罪や不法入国を厳しく取り締まるべき。	12	警察本部では、出入国在留管理局や税関など関係機関と連携を図るとともに、あらゆる警察活動を通じて外国人犯罪情報を入手し、出入国管理及び難民認定法違反や窃盗、薬物の密輸入事件などを検挙しているところであり、引き続き、関係機関と緊密に連携を図り、各種犯罪の徹底した取締りを推進してまいります。 また、在留外国人の犯罪被害の防止等安全確保に向けた総合的な対策を強力に推進するため、外国人留学生、技能実習生及びその受入企業等に対し、犯罪やトラブルに巻き込まれないための対策として、防犯講話などの広報啓発活動も積極的に推進してまいります。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
112	外国人による犯罪、税金や社会保険料の未払い、生活保護受給の件数に関する資料の公開を求める。	1	<p>県内の外国人による犯罪の状況については、千葉県警察ホームページの以下のページに記載しています。</p> <p>・千葉県警察「犯罪統計」 https://www.police.pref.chiba.jp/keiso-ka/safe-life_crime_statistics.html</p> <p>また、県内の外国人による生活保護受給の状況については、厚生労働省ホームページの以下のページに都道府県別の「世帯主が日本国籍を有しない被保護人員」が記載されています。</p> <p>・厚生労働省「被保護者調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/74-16.html</p> <p>なお、外国人による税金や社会保険料の未払いについては、国籍にかかわらず対応が行われているため、外国人による未払いの件数に関する資料はありません。</p>
113	人手不足による問題は、外国人受入れの促進ではなく、子育て支援や、若年者の就職支援等、日本人県民を対象とした取組によって、解消を図るべき。	25	<p>人手不足への対応は、御意見のあった内容を含め、総合的に実施することが必要であると考えます。</p>
114	過度な外国人労働者への依存は、経済状況・国際関係の変化により地域経済の不安定化を招くリスクがあるため、県独自の対策やリスク管理が必要。	1	
115	「多文化」という表現を、「多民族」あるいは「他民族」という表現に変えるべき。	1	<p>総務省の作成する「地域における多文化共生推進プラン」等を参考としながら、「多文化共生」という文言を用いています。</p>

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
116	「外国人労働者」という表記があるが、「労働者」という言葉には、ネガティブな印象が含まれるため、「勤労者」等、他の表記を検討してはどうか。	1	厚生労働省の作成する『外国人雇用状況』の届出状況における用例を参考に「外国人労働者」という表記を用いています。
117	本プランに基づく取組の対象は、日本国籍又は就労可能な在留資格を取得した人に限定するべき。	1	国籍や文化的背景などの様々な違いにかかわらず、誰もがその人らしく活躍している社会を実現することが必要であると考えています。
118	本プラン中に、多様な解釈が可能な表記が含まれるため、厳密な表記及び語句の定義を徹底するべき。	1	本プランの作成に当たっては、ご覧になる方の誤解等を招くことのないような作成を心がけています。今後も、分かりやすい記載や丁寧な説明を心がけてまいります。
119	プランの推進に関する費用については費用対効果を検討するなどし、明示すべき。	4	プランの実施状況等については、県民の皆様にはわかりやすい形での公表に努めてまいります。
120	プランの副題について、「様々な違い」があることは当然であるため、「かかわらず」活躍するというのは表現として適当ではない。	1	様々な違いにかかわらず、誰もがその人らしく活躍している社会の実現を目指す多様性尊重条例の趣旨を踏まえ、記載しています。
121	多文化共生は日本人と外国人の双方による歩み寄りが必要。	1	引き続き、日本人県民も外国人県民も共に安心して暮らせる県づくりを進めてまいります。
122	プランの名称である多文化共生の「推進」という表現は適当ではない。	1	国籍及び文化的背景などの様々な違いにかかわらず、誰もが活躍し、安心して暮らすことにより、将来にわたり社会の活力を生み出せる県づくりを目指し、さらに取組を進めていく必要があることから、「推進」という表現を用いています。
123	本プランに記載された各施策を実施する庁内関係部署と協議を行うべき。特に、就労に関しては、商工労働部と連携して多文化共生社会の実現を図るべき。	1	庁内関係課により構成する「千葉県多文化共生推進プラン改訂庁内検討会議」を設置し、外国人活躍や多文化共生に関する取組の推進について協議を行っています。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
124	目標の実現に向け、具体的な推進策についてロードマップを示すべき。	1	今後取り組むべき内容については、分野ごとに「今後の方向性」として記載しています。また、毎年度、外国人活躍や多文化共生に関連する事業の実施状況や実績について、把握してまいります。
125	外国人支援に関する情報を知事部局の一部署に集約し、必要な情報を公開する体制としてはどうか。	1	県ホームページ中の「ちば国際情報ひろば」において、外国人支援に関する情報をまとめて、発信しています。また、本プランの推進を通じて、引き続き、国際課と庁内関係部署が連携して情報収集に努めます。
126	各取組が継続的に実施されるよう、庁内の担当者が、同じ部署に7～8年以上継続して務めるようにすべき。	1	県では、職員一人ひとりが意欲とやりがいをもって業務に取り組むことができるよう、能力・実績・適性・希望等を十分考慮し適材適所による人事配置を行っています。また、業務の継続性を確保するため、人事異動の際には、適切に業務の引継ぎを行います。
8 その他の御意見			
127	東京都のように男性のDV被害も相談できる窓口を用意すべき。	1	県では、多言語対応ではありませんが、男性の総合相談窓口を設置しており、DV相談も受け付けております。
128	トランスジェンダーを自称する者が女性用トイレに入るなどの犯罪が発生するおそれがある。	8	御意見については、本プランで取り扱う内容の範囲外であると考えます。
129	土葬については衛生観念及び管理の問題から反対する。	1	土葬については、「墓地、埋葬等に関する法律」により、市町村長の許可制となっています。御意見については、市町村と共有いたします。

No.	御意見の概要	同趣旨の意見数	県の考え方
130	千葉県が公務員雇用におけるいわゆる「国籍条項」の適用職種について検討することにより県内の外国人材雇用状況が改善できる可能性があるため、他の自治体の先行事例の調査が必要。	1	職員の採用に当たっての国籍要件の取扱いについては、総務省の見解に基づき、運用しています。今後も、国の見解や他団体の状況などを踏まえながら、本県の実情にあわせ、可能なものは拡大する方向で検討してまいります。
131	クリスマスなど一般に受け入れられているもの以外の宗教活動を公の場で行うことは認めるべきではなく、相互理解の阻害につながることを明記すべき。	1	本プランは、特定の権利の付与や特定の活動の禁止を意図するものではありません。
132	行政において、外国人活躍を推進するとしても、重要な意思決定権を外国人に与えるべきでない。	1	
133	このプランは外国人参政権を目標としているのか。	2	
134	外国人の帰化について、条件をより厳格にするべき。	1	帰化については、国の法制度の中で議論されるべきものと考えています。